

○人権尊重都市宣言

(昭和 59 年 9 月 21 日議決)

近時わが国の社会経済の発展は、国民生活のあらゆる分野に向上をもたらしている。

反面、社会の多様化に伴い、国民の中に、物質主義、人命の軽視、自己中心の社会風潮があらわれ、人権を尊重する思想の低下がみられる。

特に同和問題が今日もいまだに解消されず、差別が現存することは、まことに遺憾である。今こそ私たちは、民主主義と基本的人権を保障した憲法を 1 人ひとりが理解し、日常の生活に生かす努力を全市民の目標とし、明るく住みよい東松山市を実現しなければならない。

よって人権尊重の精神を全市民の意思として築きあげるため、ここに東松山市を人権尊重都市とすることを宣言する。

○東松山市花と歩けの国際平和都市宣言

(平成 8 年 9 月 17 日制定)

戦後半世紀余りが経過した現在、わが国は高度成長を遂げ経済大国へと発展し、豊かな社会を築き上げました。

しかしながら、その背景には、自国発展のための自然破壊が当然のように繰り返され、経済的な豊かさと引き換えに、人間の真の心の豊かさは失われつつあります。

また、世界に目を向けると、依然として核の脅威は、人類に大きな不安を与えており、今なお国家間の争いによって、日々かけがえのない命が奪われています。

このような世界情勢の中、わがまち東松山市は、花いっぱい運動や国際的イベントである日本スリーデーマーチを通じて、戦争のない平和な社会の建設を世界に訴えるとともに、市民共通の平和への願いをここに表明します。

わたしたちは、花や緑に囲まれた貴重な自然を守ります。

わたしたちは、人権を尊重し思いやりのある人を育てます。

わたしたちは、健康で自由に安心して暮らせるまちを造ります。

わたしたち東松山市民は、世界の恒久平和の実現のため、一人ひとりが努力し、次代に引き継ぐことを誓いここに花と歩けの国際平和都市を宣言します。

○東松山市環境まちづくり宣言

(平成 15 年 6 月 30 日宣言)

わたしたちは、自然の恵みの中で先人が育んできた文化と伝統を受け継ぎ、人と自然、人と人とのつながりを豊かにし、かけがえのない環境を未来の世代に手渡していくことを宣言します。

青く澄みわたった空

あざやかな丘陵のみどり

自然の中で感じる生命の息吹

まちの姿は変わりつつあるけれど

未来の子どもたちから あずかっている大切なもの

暮らしの中でつちかわれてきた大切なもの

このまちにはたくさん残っています

「つながり」を感じてみたら

子どもたちに手渡したいものに気づきます

私たちにできることがみえてきます

「私」は

豊かさを育てながら

自然にいかされたこのまちを愛しつづけていきます

○いじめ根絶宣言

(平成 25 年 7 月 28 日宣言)

今 私たちは ここに宣言します

いじめのない学校を いじめのない社会を

私たちが一体となって ともに築いていくことを

みなさんとともに 宣言します

いじめは絶対にしません

いじめを見て見ぬふりをしません

いじめを見つけたら 「やめよう」と声をかけます

先生や保護者 周りの大人に相談します

いじめは遊びじゃない 「罪」なんです

どんな理由があっても 許されない行為です

そのことを しっかりと胸にきざんで

いじめを許さない心をもって生きていきます

学校や社会から いじめをなくして

みんなが笑顔で 過ごせるように

「いじめ」をなくすために 私たちができることを

やりぬくことを 誓います

○東松山モデル『つなぐ』

(平成 29 年 2 月 27 日提言)

(平成 30 年 4 月 5 日改訂)

(令和 2 年 3 月 18 日更新)

平成 28 年 8 月に発生した「都幾川河川敷 16 歳少年死亡事件」で、逮捕された 5 人のうち 4 人が東松山市居住、うち中学生が 2 人いたことを大変重く受け止めました。

そこで、このような事件が二度と起こることのないよう、「東松山市地内発生少年死亡事件に係る検証委員会」を設置しました。

全 10 回にわたる検証委員会で、事実関係を明らかにし、詳細に分析・検証を行い、実効ある再発防止策として、「東松山モデル『つなぐ』」を提言し、公表しました。

「東松山モデル『つなぐ』」をふまえ、市役所全庁および関係諸機関全体で取り組んでいます。

東松山モデル『つなぐ』 ～子供を犯罪から守り健やかな成長を期待して～

東松山モデルは、家庭・学校・地域・行政機関・警察等が相互の連携強化で子供を犯罪から守り、健やかな成長を支え『つなぐ』仕組である

東松山市教育委員会 令和 2 年 3 月 18 日改訂



- 《特徴》 ①「乳幼児期の子供・保護者への行政によるサポート」、「子供・保護者への地域の見守りによるサポート」、「子供・保護者への保育園・幼稚園・学校によるサポート」の、「3つのサポート」により問題の早期発見、早期解決で『つなぐ』。
- ②「生徒指導専門職員」が連携をコーディネートし、学校・教育委員会・警察の行動連携で『つなぐ』。
- ③充実した保護者への支援と相談体制で『つなぐ』。